

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	シティユーワ法律事務所 弁護士 坂本 正充
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル
【報告義務発生日】	平成25年7月30日
【提出日】	平成25年12月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保解除

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ベリテ
証券コード	9904
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	ディジコ・ホールディングス・リミテッド (DIGICO HOLDINGS LIMITED)
住所又は本店所在地	香港、カウルーン、ツィム・シャ・ツイ、3サリスバリー・ロード、スター・ハウス (Star House, 3 Salisbury Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成12年12月20日
代表者氏名	チェットン・シー・チョクシ (Chetan C Choksi)
代表者役職	マネージング・ダイレクター (Managing Director)
事業内容	投資会社事業を営むこと（子会社の株式等を保有すること）

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビル シティユーワ法律事務所 弁護士 白沢 勇樹
電話番号	03-6212-5500

(2)【保有目的】

対象者の経営に参画すること。

(3)【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	14,164,000		
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 14,164,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		14,164,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成25年7月30日現在)	V	27,230,825
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		52.01
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		57.45

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、エービーエヌ・アムロ・バンク・エヌ・ブイ東京支店(現ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店)との間の金銭消費貸借契約に基づき、同行からの借入金の担保として、保有株券14,164,000株を差し入れておりましたが、平成25年7月30日に担保解除しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	416,080
借入金額計(X)(千円)	2,700,000
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	3,116,080

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ ピーエルシー 東京支店	銀行	柴田 和彦	東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービル	2	2,700,000

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地